

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	：	：	法人名	
-------	---	---	-----	--

別表六の二
令五・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1	円	区 分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分
			①	②	円	円
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		当期の加外国源泉算所得に係る減算の金額	16		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「7」)	17		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		交際費等の損金不算入額	18		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		貸倒引当金の戻入額	19		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			20		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			21		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			22		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			23		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			24		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			25		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			26		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		小計	27		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			28		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			29		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			30		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			31		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			32		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			33		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			34		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2			35		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		小計	37		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		仮計	38		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)	39		
当期の法人税額 (別表一の二「4」) - (別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		計 (38) - (39)	40		
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41		課税標準法人税額 (別表一の二「4」)	44		円 000
法人税の控除限度額 (11)	42		恒久的施設帰属地方法人税額 (44) × 10.3% - ((別表六(五の二)「5の③」) - (44)) と 0 のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	45		
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43		地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$	46		
			外国税額の控除額 (43) と (46) のうち少ない金額)	47		

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41		課税標準法人税額 (別表一の二「4」)	44		円 000
法人税の控除限度額 (11)	42		恒久的施設帰属地方法人税額 (44) × 10.3% - ((別表六(五の二)「5の③」) - (44)) と 0 のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	45		
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43		地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$	46		
			外国税額の控除額 (43) と (46) のうち少ない金額)	47		